

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025 年 4 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2025 年 3 月中旬～2025 年 4 月中旬）

- 顔識別技術応用安全管理弁法
- 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 中国における生成 AI 規制
- 中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展

III. 中国法務の現場より

- 流砂の歩き方を学ぶ

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025 年 3 月中旬～2025 年 4 月中旬）

◆ 顔識別技術応用安全管理弁法¹

国家インターネット情報弁公室、公安部 2025 年 3 月 13 日公布、2025 年 6 月 1 日施行

1. はじめに

近年、顔識別技術は急速に発展し、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、人工知能（AI）などの先端技術との融合により、金融、交通、医療、公共サービスなどの多くの分野で広く使用されるようになった。この技術は、利便性や効率性を大きく向上させ、社会全体の活動を支援する一方で、プライバシー侵害や個人情報漏洩等のリスクを伴う。そのため、顔識別技術を適切に管理し、安全に運用するための規制が急務となっている。

このような状況を受けて、顔識別技術応用安全管理弁法（以下「**本弁法**」という。）が 2025 年 3 月 13 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されることとなった。本弁法は、顔識別技術の利用に関する具体的な基準と要件を定め、個人情報の保護を最優先にしつつ、倫理的かつ合法的な利用を促進することで、技術の適正な運用を確立することを目的としている。

また、本弁法では、技術革新と社会的責任のバランスを取ることが重要視され、顔識別技術が引き起こす可能性のある負の影響を最小限に抑えるための対策が講じられている。これにより、顔識別技術の利便性と社会的責任の両立を目指し、安全で透明な利用が促進されることが期待される。

本弁法は全 20 条から構成され、主な内容として、本弁法の適用対象、顔識別技術を用いて人相情報を取り扱う場合の基本要求や取扱規則、顔識別技術の使用制限、顔識別技術を用いて取り扱った人相情報の保存件数が一定の数量に達した場合の届出手続の実施等が定められており、以下ではその概要について紹介する。

2. 要点

（1）適用対象

本弁法は、中国において顔識別技術を用いて人相情報を取り扱う活動を対象として適用されるが、顔識別の技術開発やアルゴリズムの訓練のために顔識別技術を用いて人相情報を取り扱う場合は適用除外とされている²。

人相情報とは、電子的又はその他の方法をもって記録され、既に識別され、又は識別しうる自然人にかかわる顔特徴の生体識別情報をいい、匿名処理が行われた情報を含まないとされている³。この定義はやや広範であり、顔画像、顔特徴、眼紋、耳の形状、虹彩等も含まれると解釈することができると考えられる。

なお、本弁法では、顔識別技術について、人相情報を用いて個人を特定する個体の生体的特徴の識別技術と定義されており、顔識別機器についても、顔識別技術を用いて個人を特定する端末機器と定義されている⁴。その重要な要件は、個人を特定できることであり、これにより、単に映

¹ 「人脸识别技术应用安全管理办法」

² 本弁法第 2 条

³ 本弁法第 19 条第 2 号

⁴ 本弁法第 19 条第 3 号、第 4 号

像を録画する機能しか持たない監視カメラなどの公共の場所に設置される画像収集装置とは区別される。

(2) 人相情報の取扱いに関する要求

ア 基本要件

個人情報保護法⁵では、個人情報の取扱いについて、明確かつ合理的な目的がなければならず、且つ、取扱目的に直接関連し、個人権益への影響を最小限にする方法を採用しなければならないという原則は確定されている⁶。

そのため、本弁法も、上記の個人情報保護法上の原則を踏まえ、顔識別技術を用いて人相情報を取扱う場合は、明確な目的及び十分な必要性を有し、個人権益への影響を最小限にする方法を採用するとともに、厳格な保護措置を講じるという基本要件を明確にしている⁷。

イ 告知及び個別同意の取得

人相情報は、定義に照らしてセンシティブ個人情報に該当するため、本弁法では、情報取扱者に対して、顔識別技術を用いて人相情報を取り扱う場合、個人情報保護法第17条第1項及び第30条に定める告知事項と同様の内容を個人に告知することが義務付けられている⁸。

また、個人情報保護法に定めるセンシティブ個人情報の取扱いに関する同意取得の規定と同様に、本弁法では、個人の同意に基づいて人相情報を取扱う場合は、個人が十分に情報を得たことを前提に、任意かつ明確に行った個別同意を取得しなければならないとされている⁹。

なお、14歳未満の未成年者の人相情報を取り扱う場合は、未成年者の父母又はその他の保護者の同意を取得し、その人相情報の保存、使用、移転、開示等の取扱いに関して特別な取扱規定を設けることが必要とされているが¹⁰、これも個人情報保護法上の要求を反映したものといえる¹¹。

ウ 人相情報の保存要件

本弁法では、人相情報の保存に関し、次の2つの制限を設けている。

- ① 法律、行政法規に別段の定めがあった場合又は個人の個別同意を得た場合を除き、人相情報は顔識別機器内に保存しなければならない、インターネットを通じて外部に送信してはならない。
- ② 法律、行政法規に別段の定めがあった場合を除き、人相情報の保存期間は、その取扱い目的を達成するために必要な最短期間を超えてはならない。

特に、上記①では、人相情報の保存場所が明確に限定されているため、実際の取扱活動においてこの点を留意すべきと考えられる。

⁵ 「個人情報保護法」

⁶ 個人情報保護法第6条第1項

⁷ 本弁法第4条

⁸ 本弁法第5条第1項

⁹ 本弁法第6条第1項

¹⁰ 本弁法第7条

¹¹ 個人情報保護法第31条第1項

エ 個人情報保護影響評価の実施

個人情報保護法では、センシティブ個人情報を取り扱う場合は、事前に個人情報保護影響評価を行い、かつ取扱状況を記録しなければならないことが明確にされている¹²。

そのため、本弁法では、人相情報の取扱いに関する事前の個人情報保護影響評価の実施も求められており、具体的な評価対象は以下のとおりである¹³。

- 人相情報の取扱目的、取扱方法が合法で正当で必要であるかどうか
- 個人権益への影響及び不利益な影響を軽減するための措置が有効であるかどうか
- 人相情報の漏洩、改ざん、喪失、毀損又は不正な取得・販売・使用のリスク、及びそれによって生じうる被害
- 講じられた保護措置が合法かつ有効であり、リスクの程度に応じたものであるかどうか

(3) 顔識別技術の利用制限

本弁法は、顔識別技術の利用に対して厳格な制限を設けており、他の技術手段によって同等の目的や業務要件を達成できる場合には、顔識別技術を唯一の本人確認手段として用いてはならないと明確に定めている¹⁴。

また、本弁法では、個人の選択権を保障する観点から、顔認証による本人確認に同意しない個人に対しては、代替となる合理的かつ利便性の高い手段を提供しなければならないことも規定されている¹⁵。

実務上は、一部の個人情報取扱事業者が、顔識別の利便性を理由に、これを唯一の認証手段として採用し、結果として消費者からの苦情やメディアから否定的な報道をされる等、社会的な問題が多数発生している。このような対応は、ユーザー体験を損なうだけでなく、今後は上記の規定に基づき違法とされるおそれがある。

また、実務上は人相情報の収集を正当化するために、手続き上の義務やサービス品質の向上といった理由を掲げて、個人に人相情報の提供を強制するケースも散見されている（たとえば「顔認証によるホテルチェックイン」や「顔認証によるマンション入場」など）。

これに対し、本弁法では、いかなる組織や個人も、業務の遂行やサービス品質の向上等を理由として、誤導、詐欺、強要等の手段によって、本人に顔識別技術の利用を強制してはならないという禁止規定が明確に設けられている¹⁶。

(4) 顔識別機器の使用要件

本弁法は、個人情報保護法第 26 条の規定を踏まえ、公共の場所における顔識別機器の設置・使用に関する要件を明確にしている¹⁷。

まず、公共の場所に顔識別機器を設置する場合、それが公共の安全を確保する上で必要不可欠であることが求められ、その設置については法に基づき合理的に人相情報の収集区域を定め、顕著

¹² 個人情報保護法第 55 条第 1 号

¹³ 本弁法第 9 条

¹⁴ 本弁法第 10 条第 1 項

¹⁵ 本弁法第 10 条第 1 項

¹⁶ 本弁法第 12 条

¹⁷ 本弁法第 13 条

な箇所に注意喚起の標識を設置しなければならないとされている。

また、ホテルの客室、公共浴場、更衣室、公衆トイレなど、公共の場における私的空間への顔識別機器の設置は明確に禁止されている。

(5) 届出手続の実施

本弁法における最も重要な規制措置の一つは、届出制度の導入である。この制度により、顔識別技術を用いて人相情報を取り扱う事業者に対して所定の届出手続を実施することが求められている¹⁸。

具体的には、個人情報取扱者は、顔識別技術を用いて取り扱った人相情報の累計保存件数が 10 万人に達した日から 30 営業日以内に、所在地の省級以上のインターネット情報管理部門において、以下の書類を提出し、届出手続を実施しなければならないとされている。

- 個人情報取扱者の基本情報
- 人相情報の取扱目的及びその取扱方法
- 人相情報の保存件数及びセキュリティ保護措置
- 人相情報の取扱いに関する規定及び運用手順
- 個人情報保護影響評価報告書

また、個人情報取扱者には、届出内容に実質的な変更が生じた場合に、変更の日から 30 営業日以内に変更届出手続を行い、顔識別技術の運用を終了する場合には、終了の日から 30 営業日以内に届出の抹消手続を実施し、あわせて法により人相情報を適切に処分することも義務付けられている。

上記の規定は、従来の関連法規とは異なり、「保存」という単一の処理行為に対して初めて届出義務を明確に課した点に大きな特徴がある。これは、人相情報の取扱いにおける「保存」行為の重要性を強調するものであり、さらに、本弁法第 11 条に定められた「国の人口基礎データベースや国家ネットワーク認証公共サービスなどのチャンネルを優先的に活用することにより、人相情報の新たな収集や保存を最小限にとどめ、人相情報のセキュリティを確保する」という規定に呼応する内容となっていると考えられる。

すなわち、この届出手続に関する条文は、人相情報の取扱いを最小限に抑えるとともに、その保存の正当性と必要性を重視する姿勢を示しており、データ最小化原則の具体的な実現と評価することができる。

◆ 企業経営異常名簿管理弁法¹⁹及び企業公示情報抜取検査弁法²⁰の改正

中国国家市場監督管理総局 2025 年 3 月 18 日公布、2025 年 5 月 1 日施行

1. はじめに

中国国家市場監督管理総局は、2025 年 3 月 18 日、同局より制定、公布されている 16 の部門規章の改正を決定し、改正後の各部門規章は同年 5 月 1 日より施行されることとなっている。

¹⁸ 本弁法第 15 条

¹⁹ 「企业经营异常名录管理办法」

²⁰ 「企业公示信息抽查办法」

改正された法令のうち、2014年8月19日に公布された企業経営異常名簿管理暫定弁法²¹及び企業公示情報抜取検査暫定弁法²²の法令名称は、それぞれ「企業経営異常名簿管理弁法」及び「企業公示情報抜取検査弁法」に変更され、これらの関連規定について実質的な改正が行われた。

そのため、以下のとおり上記2つの法令の主な改正内容を整理して紹介する。

2. 企業経営異常名簿管理弁法の改正内容

(1) 経営異常名簿に掲載される該当事項の変更

改正前の企業経営異常名簿管理暫定弁法（以下「暫定弁法」という。）では、以下のいずれかの事項が生じた企業について、経営異常名簿に掲載するとされていた²³。

- ① 企業情報公示暫定条例²⁴第8条に定める期限²⁵に従い年度報告を公示しなかった場合
- ② 市場監督管理部門が企業情報公示暫定条例第10条に基づき公示を命じた期限内に関連の企業情報を公示しなかった場合
- ③ 企業が公示情報について事実を隠したり、虚偽の内容を記載したりした場合
- ④ 登記された住所又は営業場所を通じて連絡が取れない場合

他方、企業情報公示暫定条例が2024年に改正されたことによって、企業が公示情報について事実を隠したり、虚偽の内容を記載したりした場合には、該当企業の経営異常名簿への掲載ではなく、是正命令や過料等の行政処分が科され、情状が重い場合には、「重大違法信用失墜名簿²⁶」への掲載や営業許可証の取り消しといった厳しい処分が取られるようになった²⁷。

また、企業名称登記管理規定²⁸が2020年に改正され、改正後の同規定第23条においては、人民法院又は企業登記機関が法に従い企業名称の使用を停止すべきと認定した場合、企業は、人民法院の効力が生じた法律文書又は企業登記機関の処理決定を受領した日から30日以内に企業名称の変更登記を行わなければならない、期限を過ぎても変更登記手続きをしていない場合には経営異常名簿に掲載されるという新しい規定が設けられた²⁹。

そのため、今回改正後の企業経営異常名簿管理弁法（以下「本弁法」という。）では、上記に記載の経営異常名簿に掲載される該当事項のうち、③の「公示情報について事実を隠したり、虚偽の内容を記載したりした」という項目が「企業名称登記管理規定第23条に従い企業名称の変更登記を行わなかったこと」という項目に差し替えられた³⁰。

また、本弁法では、企業名称登記管理規定第23条に従い企業名称の変更登記を行わなかった場合には、市場監督管理部門は、変更登記期限が満了した日から10営業日以内に、該当企業を経

²¹ 「企业经营异常名录管理暂行办法」

²² 「企业公示信息抽查暂行办法」

²³ 暫定弁法第4条

²⁴ 「企业信息公示暂行条例」

²⁵ 企業には、毎年1月1日から6月30日までに、国家信用信息公示システムを通じて市場監督管理部門に前年度の年度報告を提出し、社会に公示することが義務付けられている。

²⁶ 「严重违法失信名单」

²⁷ 企業情報公示暫定条例第18条第2項

²⁸ 「企业名称登记管理规定」

²⁹ 企業名称登記管理規定第23条第2項

³⁰ 本弁法第4条第3項

営異常名簿に掲載し、公示することも明確にされた³¹。

なお、企業名称の変更登記を行わなかったことにより経営異常名簿に掲載された企業は、変更登記を完了させた後、経営異常名簿からの除外を申し立てることができる³²とされている。

(2) 経営異常名簿の除外条件の一部廃止

暫定弁法では、経営異常名簿に掲載された企業が、掲載日からの 3 年間で企業情報公示暫定条例に基づき企業情報の公示義務を履行している場合、経営異常名簿からの除外を申し立てることができる³³とされていた。

ただし、上記(1)に記載のとおり、本弁法第 4 条では、経営異常名簿に掲載される 4 つの該当事項が明確に定められており、かつ、第 11 条から第 14 条にかけては、それぞれに対応する 4 つの経営異常名簿の除外条件も明記されているため、上記の「3 年間で企業情報公示暫定条例に基づき企業情報の公示義務を履行している」という除外条件は、いずれの該当事項にも対応せず、適用対象が存在しないと考えられる。そのため、本弁法では当該経営異常名簿の除外条件を廃止した。

3. 企業公示情報抜取検査弁法の改正内容

(1) 大型企業による企業公示情報の抜取検査への協力義務

中小企業代金支払保障条例³⁴によれば、大型企業とは、中小企業類型区分標準規定³⁵に基づき確定された中型企業、小型企業及び零細企業（併せて「**中小企業**」という。）以外の企業を指すとされている³⁶。

また、大型企業には、期限を過ぎてもまだ中小企業に対する代金の支払を行っていない契約数量、金額等の情報を企業の年度報告に記載し、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示することが義務付けられている³⁷。

そのため、企業公示情報抜取検査弁法（以下「**本弁法**」という。）では、大型企業に対し、市場監督管理部門が中小企業に対する代金の未払情報の公示状況に関する抜取検査を行う際の協力義務が新たに規定されている³⁸。

(2) 抜取検査に協力しない状況が重大な事例の明確化

企業が企業公示情報の抜取検査に協力しない状況が重大な場合には、市場監督管理部門は国家企業信用情報公示システムを通じてその事実を公表するという規定は、改正前の企業公示情報抜取検査暫定弁法（以下「**暫定弁法**」という。）にもすでに定められていたが³⁹、上記の「検査に協力しない状況が重大な場合」については明確にされていなかった。

³¹ 本弁法第 8 条

³² 本弁法第 13 条

³³ 暫定弁法第 10 条第 1 項

³⁴ 「保障中小企業款項支付条例」

³⁵ 「中小企業划型标准规定」

³⁶ 中小企業代金支払保障条例第 3 条第 1 項

³⁷ 中小企業代金支払保障条例第 18 条第 2 項

³⁸ 本弁法第 10 条第 2 項

³⁹ 暫定弁法第 10 条第 2 項

本弁法では、当該「抜取検査に協力しない状況が重大な事例」が以下のとおり明確化されることになった⁴⁰。

- 検査員又は委託を受けた専門機関の被検査場所への立入りを拒否した場合
- 検査員又は委託を受けた専門機関に対して、関係資料の提供を拒否した場合
- 情報又は関係資料を事実どおりに提供せず、あるいは要求に従って提供しない場合
- その他、検査を妨害し、又は妨げる行為を行った場合

上記の規定は、企業に対し、抜取検査への協力が法的義務であることを明確にし、監督回避行為を抑制することができ、また、「抜取検査に協力しない行為」を直接的に信用情報の公示対象とし、制度的な抑止力が形成されるといえる。

(3) 抜取検査結果の公示方針の変更

暫定弁法では、市場監督管理部門は、抜取検査によって企業が関連法令に適合していない場合に限り、検査結果を企業公示情報に記載するとされていたが⁴¹、本弁法では、市場監督管理部門が行った抜取検査の結果は、いずれも検査終了日より 20 営業日以内に企業公示情報に記載されることになった⁴²。そのため、今後は、市場監督管理部門による抜取検査の結果が、企業公示情報の一般記載事項として取り扱われることが明確にされた。

(4) 登記住所や経営場所を通じて企業との連絡が取れない事例の具体化

企業経営異常名簿管理弁法では、登記された住所又は営業場所を通じて連絡が取れない企業について経営異常名簿に掲載するとされている⁴³。また、企業情報公示暫定条例によれば、企業が 2 年連続で年度報告を提出しなかったことにより経営異常名簿に掲載され、これを是正せず、かつ、登記された住所又は営業場所を通じて連絡が取れない場合には、営業許可証が取り消されることになる⁴⁴。

本弁法では、以下のいずれかの事項は、「登記された住所又は営業場所を通じて連絡が取れないこと」に該当すると認定されることが明記されている⁴⁵。

- 現地調査を通じて、登記された住所（営業場所）の不動産権利者、物件管理会社又は関連部門等が発行した証明資料により、企業が実際に存在しないことが確認された場合
- 現地調査を通じて、登記された住所（営業場所）が実際に存在しないことが確認された場合
- 企業の登記された住所（営業場所）宛てに専用郵便を 2 回送付したにもかかわらず、いずれも受領人により受け取られなかった場合

これによって、「登記された住所又は営業場所を通じて連絡が取れないこと」に関する認定基準の不明確さを解消し、執行に対する明確な根拠を提供することで、企業が「所在不明」などの手段によって監督を回避することを防止することができると考えられる。

執筆担当：邢 沂晨

⁴⁰ 本弁法第 11 条

⁴¹ 暫定弁法第 11 条

⁴² 本弁法第 12 条

⁴³ 企業経営異常名簿管理弁法第 4 条第 4 号

⁴⁴ 企業情報公示暫定条例第 18 条第 1 項

⁴⁵ 本弁法第 14 条

II. 今月の中国関連ブログ記事

2025 年 4 月に TMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

中国における生成 AI 規制	
掲載日	2025 年 4 月 1 日
概要	中国発の大規模言語モデルとして Deepseek（深度探索）が注目を集めている昨今、中国政府は AI の安全性を確保するための規制を強化しています。本記事では、2023 年 8 月 15 日より施行されている「生成 AI サービス管理暫定弁法」に基づき、中国における生成 AI に関する規制の概要について説明します。
中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展	
掲載日	2025 年 4 月 14 日
概要	米国のインフレ削減法につき、中国が米国を WTO 紛争解決手続に付託している事案で、2025 年 3 月 21 日、米国の意見書が公開されました。本記事では中国が WTO 協定に整合しないとする米国の措置の内容を改めて確認したうえで、中国の主張及び米国の反論を整理し、若干の考察を行っています。

III. 中国法務の現場より

◆ 流砂の歩き方を学ぶ

30代の頭のころの愛読書の一冊に、ポーランド出身の社会学者ジグムント・バウマン（Zygmunt Bauman 1925～2017）の「リキッド・ライフ：現代における生の諸相」（長谷川啓介訳、大月書店、2008）がある。

いわゆるポスト・モダン性の解釈者であるバウマンは、経済の国際化、多国籍化、グローバル化、生産・貿易・金融の自由化などに伴い、近代資本主義社会が流体的（リキッド）な段階に入ったと分析し、この時代を生きる個人に向けての示唆として、「流砂の歩き方を学ぶ」ことを余儀なくされるだろうと予言した。バウマンのいう「流砂」とは、地盤の液状化の譬えであり、これまで疑うことを要しなかった枠組み・前提が通用しなくなる流動的で、アンビバレントな状況を指すものと考えられる。

あれから十数年が経ち、ヨーロッパの近代資本主義のみならず、米国主導の国際秩序そのものに大きな地殻変動が生じてきている。第1次トランプ政権のころから、米国自身が戦後の国際秩序を否定するかのように振る舞い、地政学的・経済的ブロック化の扉を開いてしまった。そして、第2次トランプ政権発足からわずか数か月しか経っていないにもかかわらず、米国を含め、世界中の国々と人々はすでに否応なしにその強硬な関税政策に翻弄されはじめている。

地盤の液状化の原因の一つとして、バウマンはグローバルに規制緩和・撤廃を求める資本が国家の近代的機能を必要としなくなったことを挙げていた。しかし、グローバル・サプライチェーン・モデルが揺らぎ、国家単位での「経済安全保障」が重要なテーマとなりつつある近時の地政学的傾向を見る限り、物事はより一層複雑な経過を辿っているともいえるかもしれない。ただ、これからの時代において、「不確実性の創造」がもっとも重要な支配の道具になると喝破した点は、やはり彼の炯眼というべきだろう。

バウマンはヨーロッパの人なので、彼の観察と読解は、ヨーロッパ固有の文脈で理解する必要がある。しかし、西ヨーロッパが中心となって生み出した「この」近代を鑑にしてきた、東アジアを生きる我々にも、もちろん有用な参考になる。また、個人だけでなく、企業も、企業の伴走者・指南役である法律事務所のような専門家集団も、流砂の歩き方を学ばないと、いずれ取り残されてしまうことになるだろう。

さて、流砂を歩くにはどうすればよいか。遊牧の民の掟が示唆に富む。

- 直射日光に晒される時は陰に留まり、時機を見て動ける天候となれば、道を決めて、遠回りを恐れずに進める。
- 極力単独行動を避け、そして、欲張りとう無理をせずに、己の体力と備え（水、ラクダ、テント、ガイド）を冷徹に見極める。

そして、たぶん、何よりも大切なのは、天上へ地下へと常に注意深くアンテナを張り巡らし、虚心坦懐に風と砂の音に耳を傾け、気流の方向と砂粒の動きを感じ取ることではないか。一度決めた道でも、条件と状況の変化を察知あるいは予見できたら、決定を変える勇気も必要となろう。

「風立ちぬ いざ生きめやも」

そんな思いを巡らしつつ、日中法務の現場で、今日も、我々は、依頼者とともに、したたかに、そして、しなやかに、流砂の歩き方を学んでいく。

執筆担当：王 嶺

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2025 年 3 月号	- 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）	日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
2025 年 2 月号	- 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 - 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン	AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	- 中華人民共和国増値税法 - 水平型事業者集中審査ガイドライン - 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 - モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 - 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 - 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト - 中国「双十一」セールにおける3つの変化
2024 年 10 月号	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
2024 年 9 月号	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
<u>2024 年 8 月号</u>	- 医薬品分野に関する独占禁止ガイドライン（パブリック・コメント） - 会社登記管理に関する実施弁法（パブリック・コメント）	初の中国製 3A ゲームが登場、中国ゲーム業界に激震
<u>2024 年 7 月号</u>	- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 - 会社法適用の時的効力に関する若干規定	- 登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 - 競業避止義務と営業秘密保護について
<u>2024 年 6 月号</u>	- サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） - 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	日中における著作権保護期間の差異
<u>2024 年 5 月号</u>	- 中華人民共和国関税法 - ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	- 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 - 北京市の住宅購入規制の緩和措置
<u>2024 年 4 月号</u>	- 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） - 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知	「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント - 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について - 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025 年 4 月 30 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



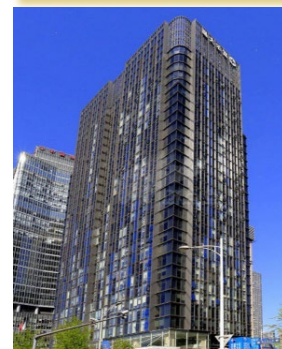
北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール
※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による